

学校法人 則竹学園
認定こども園 たから幼稚園
(幼稚園連携型認定こども園)



2025 年度

目次

1.施設運営主体（P.2）

2.施設の概要（P.2）

3.施設の目的及び運営の方針（P.2）

4.施設・設備の概要（P.3）

5.教職員等の配置について（P.3）

6.開園日・開園時間及び休園日（P.4）

7.利用の開始及び終了に関して（P.5）

8.健康安全について（P.6）

9.非常災害時の対策について（P.7）

10.苦情・相談・要望等について（P.7）

11.保険について（P.8）

12.秘密の保持と個人情報保護について（P.8）

13.虐待の防止のための措置（P.8）

14.その他の留意事項について（P.9）

別紙1 出席停止の疾患について（P.10）

別紙2 登園するかどうか迷う症状について（P.11）

別紙3 意見書（P.12）

別紙4 登園届（P.13）

別紙5 保育料等一覧（P.14）

1. 施設運営主体

- 名 称 学校法人 則竹学園
- 所 在 地 〒505-0041 岐阜県美濃加茂市太田町 1735 番地
- 電話番号 0574-26-3622
- 代 表 者 理事長 則竹 裕美
- 設立年月 昭和 46 年 2 月

2. 施設の概要

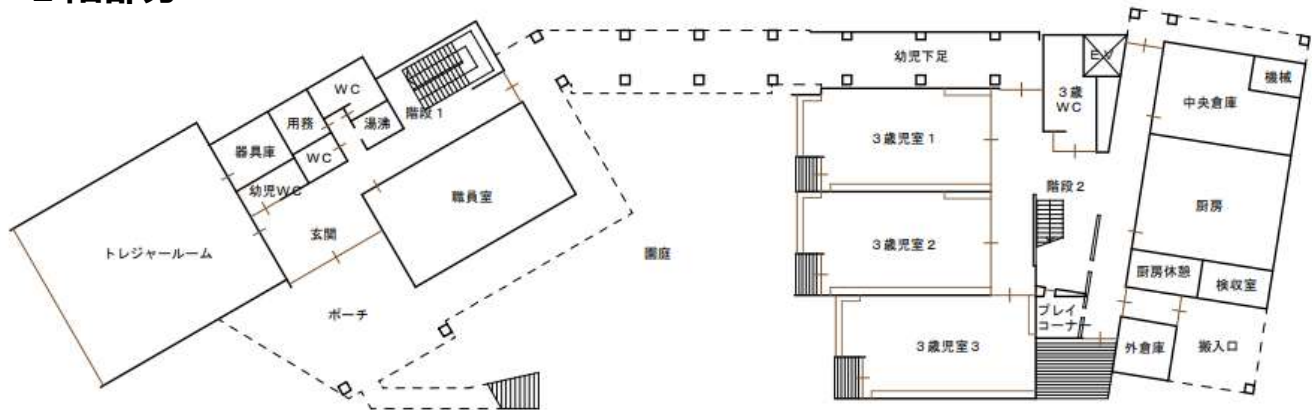
- 施設類型 幼保連携型認定こども園
 - 名 称 認定こども園 たから幼稚園
 - 所 在 地 〒505-0041 岐阜県美濃加茂市太田町 1735 番地
 - 開設年月 昭和 46 年 4 月
 - 電話番号 0574-26-3622
 - 園長氏名 渡邊 泰司
 - 認可定員 240 人
 - 利用定員 認定区分別に以下の通りに設定する
 - 0 歳 6 名
 - 1 歳 12 名
 - 2 歳 12 名
 - 3 歳 80 名 (満 3 歳児 15 名含む)
 - 4 歳 65 名
 - 5 歳 65 名
- うち 2 号認定
各学年 15 名

3. 施設の目的及び運営の方針

- ・ 認定こども園たから幼稚園（以下「当園」という）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用幼児」という）に対し、適正な特定教育・保育を提供する。また、教育基本法及び学校教育法に従い、適当な環境をあたえてその心身の発達を助長することを目的とする。
- ・ 利用幼児の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい学びの場、生活の場を提供するよう努める。
- ・ 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行う。
- ・ 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ・ 社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努める。

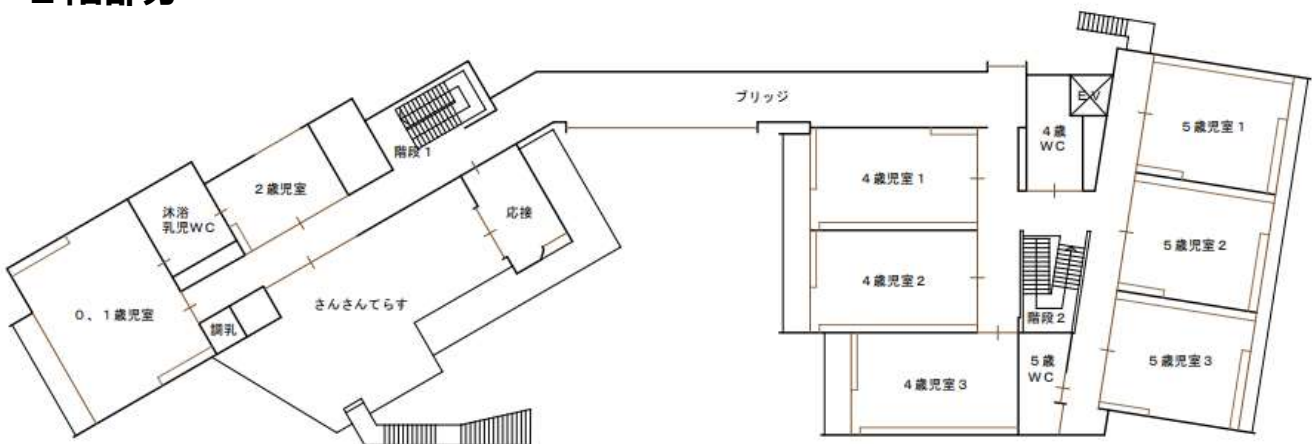
4. 施設・設備の概要

■ 1 階部分



図舎 1 F

■ 2 階部分



図舎 2 F

5. 教職員等の配置について

本園では条例の定める基準を遵守し、下記に定める教職員等を配置しています。

■ 職員配置

・ 園長	1 名	・ 栄養士	2 名
・ 副園長	1 名	・ 調理員	5 名
・ 主幹保育教諭	2 名	・ 事務員	3 名
・ 保育教諭	35 名	・ 用務員	1 名
・ 保育補助	5 名	・ バス運転手	1 名
・ 看護師	2 名		

6. 開園日・開園時間及び休園日

- **開園日** : 原則、月曜日～土曜日 7:30～18:30 (11時間開所)
但し、自治体から支給される認定区分に応じて、開園日、利用時間、休園日が異なります。
- **1号認定（保育を必要としない満3歳以上の子ども）**
 - ・ 開園日 : 月曜日～金曜日
 - ・ 利用時間 : 10:00～14:30
 - ・ 有料延長保育 : ① 7:30～8:30 ② 15:00～18:00
※8:30～10:00、14:30～15:00は無料延長保育
 - ・ 休園日 : 土曜日、日曜日、祝祭日、行事等代休日、
年度始(4月1日～4月6日)、夏季休業(7月20日～8月31日)、
冬季休業(12月26日～1月9日)、年度末(3月20日～3月31日)、
その他園長が判断した日(異常気象による警報発令時等)
※年度により変更あり
- **2号・3号認定（保育を必要とする子ども）**
 - ・ 開園日 : 月曜日～土曜日
 - ・ 利用時間 : 標準時間認定の場合 7:30～18:30
短時間認定の場合 8:00～16:00
 - ・ 延長保育 : 標準時間認定の場合 実施していません。
短時間認定の場合 ① 7:30～8:00 ② 16:00～18:30
 - ・ 休園日 : 日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)
※状況に応じて家庭保育へのご協力をお願いする場合がございます。
その他園長が判断した日(異常気象による警報発令時等)
 - ・ 備考 : 当園における3号認定子どもの保育の利用は、当該園児が保育に欠ける場合を想定している為、保護者の方の仕事等が休日の際は、ご家庭での保育を優先していただきます。
- **利用時間に関するお願い**

毎年4月に配布の年間カレンダーで指定した期日、期間に関しては、通常保育とは保育時間が異なります。
(毎年度随時更新します。)
- **延長保育・土曜保育に関するお願い**

就労その他の理由で、家庭での保育が困難な場合に限ってのみ延長保育・土曜保育を実施します。
買い物や兄弟の習い事の送迎などでの延長保育利用、仕事がお休みの場合の土曜保育利用は原則できません。
ご利用の際は、別途利用申請書を提出していただきます。(就労先事業所の証明が必要です。)
- **慣れ保育について**

利用の開始の日から一週間を目安に、利用幼児の状況に合わせ、保育時間を調整する慣れ保育を行うものとする。

7. 利用の開始及び終了に関して

■ 利用の開始について

- ・ 当園の利用の開始に際しては、入園申込・選考を経て保護者と当園間で利用契約を締結します。（1号認定）
- ・ 当園は保護者より入園申込があった場合、以下の場合を除いては当該申込を拒絶する事はありません。
 - ① 定員に空きがない場合
 - ② 定員を上回る利用の申込があった場合
 - ③ その他特別の事情がある場合
- ・ 当園の入園申込に際しては、事前に当園への見学又は入園説明会等へ参加していただき、当園の教育内容、運営体制等を予め確認したうえで申し込んでいただきます。

■ 選考方法について

- ・ 1号認定子どもの場合、定員より多数応募があった場合は、抽選等により選抜いたします。
- ・ 選考方法や、その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示します。ただし、2号・3号認定に関しては、各自治体での利用調整に従い決定され、決定後、保護者間と利用契約を締結することとします。
- ・ 上記①、②に該当する事象が発生していない場合においても、次のような内容を要因として入園希望に添えない場合があります。
 - ① 特別な支援が必要なお子様と、施設・事業所の受入れ能力・体制との関係
 - ② 入園検定料・入園準備金の滞納
 - ③ 入園手続きにおいて重要事項説明に対する同意をいただけない場合
 - ④ 当園が必要と考える手続きが期限内に完了しなかった等の事象が発生した場合

■ 利用の終了について

- ・ 当園は、利用幼児が所定の全課程を修了したと認めたときは修了証書を授与し、当該利用幼児は卒園します。卒園によって当園の利用は終了とします。
- ・ 退園又は休園を希望する利用幼児は、その理由を記し、保護者から当園に意思表示をすることとします。その後、当園、保護者双方の同意に基づき、当園の利用は終了します。
- ・ 月途中での退園に関しては、残りの日数の給食費、バス利用料等のご返金は出来かねます。
- ・ 2号・3号認定で保育を必要とする事由がなくなった場合、もしくは所定の期日（入園後90日以内）までに認定の要件を満たさない場合。
- ・ 保育料、及びその他の徴収金が2ヶ月以上未納の場合。
- ・ 心身の不調及び当園の運営方針、提供する教育・保育の内容にそぐわないと判断されるような言動、その他の理由により、他の利用幼児への保育・教育の提供に何らかの影響を及ぼすおそれのある利用幼児については、当園の判断により退園又は休園いただく場合があります。
- ・ 当園の活動時間内及び当園の敷地内において、利用幼児・保護者が特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や嗜好に基づく団体等への加入や支持を強制し、または勧誘をすることを禁止します。なお、その様な事実を当園が把握した場合、当園の判断により退園又は休園していただく場合があります。

8. 健康安全について

■ 健康管理

- ・ 当園は基本的に健康な子どもが登園できます。毎日一定の時間に検温と健康チェックを必ず行ってください。
体調不良の場合、ゆっくり休ませることを優先していただきますようお願いいたします。
- ・ 予防接種後は、接種後の激しい運動を避けるためにご家庭で安静に過ごせるようにご配慮をお願いいたします。
- ・ 嘔吐や下痢（軟便）の症状がある場合は医師の診断を受けてください。万が一、感染症等の場合、低年齢児は特に重症化しやすい為、ご理解、ご協力をお願いいたします。
- ・ 前夜熱が出ていたが、朝になって下がっている場合や、解熱剤などの薬を飲んで症状が落ち着いている場合でも、園で悪化することもあります。健康を優先させ、安静に過ごせるようにご配慮をお願いいたします。

■ アレルギー対応について

- ・ 所定の用紙にて予め把握させていただき、お子様のアレルギー状況について栄養士、看護師と確認をとりながら対応します。アレルギーの状況によっては、当園での対応が難しい場合もありますので、その際は保護者の方へご相談させていただきます。

■ 緊急時の保護者への連絡

- ・ 当園では37.5℃以上の発熱でご連絡をさせていただき、お迎えに来ていただきます。
- ・ 当園は、教育・保育の提供中に、利用幼児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者等に連絡するとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・ 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、美濃加茂市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

《園医》 太田病院（岐阜県美濃加茂市太田町 2855-1 TEL：0574-26-1251）

加藤歯科医院（岐阜県美濃加茂市太田本町 1-1-22 TEL：0574-25-2641）

■ 薬について

- ・ 当園では、**お子様への与薬行為ができません(目薬や塗り薬を含む)**。医師の診断を受ける際は、認定こども園へ通園している旨をお伝えいただき、相談してください。
- ・ どうしても与薬が必要な場合は、保護者の方に園にお越しいただき、直接与薬していただきます。

■ 登園の制限

- ・ 別紙1に記載されている「出席停止疾患一覧」に該当する場合、医師の登園許可が必要になります。①～⑫は医師による意見書が望ましい疾患、⑬は医師の判断のもと保護者が記入する登園届が必要な疾患です。
- ・ その他の感染性疾患についても必ず医師の診察を受け、登園可能な時期について医師の指示を受けてください。
- ・ **集団生活では感染性疾患が容易に拡大してしまいます。できるだけ感染拡大を未然に防ぐという意味からも、健康が回復するまで自宅で過ごしていただくようご協力をお願いいたします。**
- ・ お子様の様子・体調がいつもと違い、登園できるかどうかについて判断に迷う時は、別紙2《登園するかどうか迷う症状について》をご参照のうえ、適宜、医療機関での受診をお願いいたします。発熱が無い場合でも、疾患リスクがありますのでご注意ください。
- ・ 出席停止でのお休みは、欠席扱いにはなりません。
- ・ 感染症の拡大が懸念される際は、やむなく学級閉鎖等の措置を取らせていただく場合があります。

※『意見書』、『登園届』は公式HPからもダウンロードできます。

9. 非常災害時の対策について

当園では、保護者・地域と連携を取りながら、乳幼児の保育を行うとともに、子どもの安全・安心を確保するために防犯訓練や避難、消火訓練を実施しています。しかし、想定外の大規模震災が起きる可能性もありますので、その場合、以下のような内容に沿って行動いたします。予めご認識をお願いいたします。

- 防火管理者 渡邊 泰司
- 避難訓練 毎月 1 回（法定）
- 防災設備 消火器具・自動火災報知設備・漏電火災警報器・誘導灯及び誘導標識
- 避難場所 プール横駐車場
- 緊急時の連絡手段 連絡アプリ等を使用する
- 避難について
 - ① 大規模震災発生後、当園や園の周囲で火災が発生した際、若しくは発生の可能性がある場合、二次避難所や行政の指定する場所へ避難します。
 - ② 園舎の被害状況を鑑みて、避難が適切と園長が判断した場合にも、上記と同様の対応をします。
 - ③ 避難後は、避難場所を通達するため、連絡アプリ等で保護者への連絡を試みます。なお、災害状況によっては、電子機器や通信機器が利用できない可能性もあるため、その際は園の正門付近に避難場所を掲示します。

10. 苦情・相談・要望等について

当園では、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。具体的には、以下の措置を講じてまいります。

- ・ 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- ・ 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ・ 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。
- ・ 利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え、苦情解決責任者、苦情受付担当者を下記により設置し、苦情解決に努めます。
 - 1. 苦情解決責任者 園長
 - 2. 苦情受付窓口 副園長
 - 3. 苦情受付方法 電話、面談、書面等により、随時受け付けています。

1 1. 保険について

園にて 2 種の保険に加入して、保育中、又はご自宅でのケガに対応しております。ケガで病院にかかれた場合は、所定の用紙を園公式 HP からダウンロードし、必要事項を記入したうえで園にご提出ください。

保険会社名	東京海上傷害保険
補償内容等	死亡・後遺症»200 万円 入院保険金日額»1,000 円 通院保険金日額»500 円

1 2. 秘密の保持と個人情報保護について

当園では秘密の保持と個人情報保護について下記内容で実施します。

■ 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について

- ・ 当園は在園児の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・ 当園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た在園児及び在園児保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・ また、この秘密を保持する義務は、卒園後も継続します。
- ・ 当園は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後についても、その秘密を保持する義務を持つ旨を職員との雇用契約の際に結ぶものとします。

■ 個人情報の保護について

- ・ 当園は在園児の保護者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いませぬ。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いませぬ。
- ・ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・ 当園が管理する情報については、保護者の求めに応じて可能な範囲でその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正などを行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、情報開示請求者の負担となります。）

1 3. 虐待の防止のための措置

当園は、利用幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

14. その他の留意事項について

■ 登園について

- ・ 欠席や遅刻等、登園に係る連絡に関しては、『園生活のしおり』をご覧ください。
- ・ 利用幼児が遅刻する場合には、給食の有無を当日 11：00 までに当園へ連絡をお願いいたします。なお、11：30 を過ぎて登園する場合は、ご家庭にて昼食をとった上での登園をお願いいたします。給食の手配やその後の活動に支障をきたすため、園での給食提供ができません。

■ 保護者の仕事先や緊急連絡先、住所が変更になった場合は、**変更が生じてから 3 日以内に**、速やかに当園へ連絡をお願いいたします。

■ バスの利用について

- ・ バスの利用に関して、当園はバスの走行ルートを年度始めまでに決定させ、保護者へ乗降場所及び乗降時間の通知をいたします。なお、年度途中での利用開始希望を受けることは原則できません。（既存のルートで利用を希望する場合はその限りではありません。）
- ・ 年度途中でバス利用を中止する場合は、速やかに当園までご連絡をお願いいたします。なお、月半ばでの利用中止となった場合においても、お支払いいただいたバス利用料については返金いたしません。また、一定期間にわたりバス利用の休止を希望する場合においても、通常通りのバス利用料が発生いたします。
- ・ 満 3 歳未満の利用幼児は、バス利用不可です。
- ・ 1 号認定の休園日に関してはバスの運行がありませんので、送り迎えにてお願い致します。

■ たからの会（保護者会）について

会費：1 号・2 号認定児は毎年 6,000 円、3 号認定児は毎年 3,600 円をその他の経費と共に、最初の学費徴収日に口座振替にて徴収します。（途中入園の場合も同額を徴収いたします。）

使用内容としては、学級冊子のコピー代金、観劇、参観日、運動会のお土産、クリスマスプレゼント、卒園生への記念品等です。（乳児、幼児で内容は異なります。）

年度途中で退園の場合は、返金いたしません。

■ 毎月の口座振替について。

毎月 7 日に引き落としいたします。（7 日が土、日、祝の場合は銀行の翌営業日。）※別紙 5 参照
振替不能の場合は園から改めて集金しますので、速やかに納付をお願いします。

上記の内容を踏まえて、別紙の入園同意書へ署名・捺印の上、期日までにご提出ください。

ご提出後、定められた期間の教育・保育の提供が開始いたします。

出席停止の疾患について（登園に医師の許可が必要な疾患）

特定保育・教育施設では、学校保健安全法に準拠して登園できない期間がある疾患があります。症状の軽重がありますので、受診された医師の指示に従ってください。

2023 年改訂版 感染症ガイドライン参照

	疾患名	登園の目安
①	麻疹（はしか）	解熱後 3 日経過するまで
②	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過した後
③	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過した後 （無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過した後）
④	風疹（三日はしか）	すべての発疹が消えるまで
⑤	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が乾いたかさぶたになるまで
⑥	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが完全にひくまで
⑦	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
⑧	咽頭結膜炎（アデノウイルス／プール熱）	主な症状が消え、2 日経過してから
⑨	流行性角結膜炎（はやり目）	充血がとれ、目やにの症状がなくなるまで
⑩	百日咳	特有の咳がとれるまで。感染のおそれなくなるまで
⑪	腸管出血性大腸菌感染症	症状がなくなり、検便で菌陰性が確認されてから
⑫	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
⑬	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
⑭	溶連菌感染症（しょう紅熱）	有効治療を始めてから 2 ～ 3 日を経過するまで
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	解熱し、普段の食事がとれること
	りんご病	全身の状態がよいこと
	感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）	嘔吐、下痢の症状が治まり普段の食事が取れること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく食事ができること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになってから
	突発性発疹	解熱し、機嫌もよく全身状態がよいこと
⑮	アタマジラミ	駆除を開始していること
	水いぼ	滲出液が出ている時は被覆すること
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部が乾燥しているか、湿潤部が被覆できる程度

<別紙 2>

登園するかどうか迷う症状について

2023 年改訂版 感染症ガイドライン参照

気になる 症状	症状が起きる原因	以下の症状がある時は、医療機関を受診のうえ、 ご家庭でお過ごしください
咳	のどや気管支の粘膜についたウイルス・細菌・ほこりなどを体外に出そうとして起きる反応	・夜間しばしば咳のために起きる ・喘鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れない ・少し動いただけで咳がでる
発疹	細菌やウイルスが原因の病気に伴ってみられる薬服用時の副作用（薬疹）で出現することもある	・原因不明の発疹のあるとき ・今までになかった発疹が出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・口内炎のため食事や水分が摂れない時 ・とびひ ・顔等で患部を覆えないとき ・浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき ・かゆみが強くて手で患部を掻いてしまうとき
発熱	体内に侵入した細菌ウイルスの増殖を抑える（身体を守るため）	・朝から37.5℃以上の熱とともに、元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れない ・24時間以内に解熱剤を使用している ・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた
嘔吐	胃腸炎などの消化器の病気に伴って起きる	・24時間以内に2回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分もほしがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている
下痢	ウイルスや細菌によって起きる	・24時間以内に2回以上の水様便がある ・食事や水分を摂ると下痢（1日4回以上）がある ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・朝、排尿がない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている

※園や地域で感染症の罹患報告がある場合に、元気がない・食欲がない・顔色が悪いといった感染症の前兆となる様子が見られる時は、できればご家庭で様子をみていただくことで感染拡大を防ぐことになりますので、ご協力をお願いします。

<別紙 3>

主治医 様

認定こども園 たから幼稚園 園長

学校保健法で登園について医師の意見書が望ましいとされている感染症疾患についての表を参照していただき、受診されたお子さまの健康回復状態が集団での園生活が可能であるということの「意見書への押印またはサイン」の御協力をお願いいたします。尚、主治医様の記名・押印につきましては、診断書ではないお取り扱いをいただきますようお願いいたします。

意見書		
認定こども園 たから幼稚園 園長殿	園児名 _____ 組 (_____)	
病名「 _____ 」		
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので _____ 月 _____ 日より登園可能と判断します。		
意見書記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 _____	医師名 _____ 印 _____	

病名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが、最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過した後（無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過した後）
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）	発熱、充血、下痢等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111 等）		症状が治まりかつ抗菌薬による治療が終了し 48 時間をあけて、連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から 1 ～ 2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

2023 年改訂版 感染症ガイドライン

<別紙 4 >

保護者 様

認定こども園たから幼稚園 園長

幼児が集団で長時間生活をする特定保育・教育施設では、感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。感染性疾患には、回復後の登園について「医師の意見書」が望ましいものと、保護者が「登園届」に記入して登園時にご提出いただくものがあります。「登園届」が必要な疾患については、表の「登園の目安」をご覧ください、かかりつけの医師の診断に従って提出してください。尚、子どもの全身状態が良好であり、園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

登園届

認定こども園たから幼稚園 園長 殿

園児名 _____ 組 (_____)

医療機関名「 _____ 」において

病名 「 _____ 」と診断されましたが、

月 _____ 日受診したところ、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

月 _____ 日から登園いたします。

登園届（保護者が記入）が必要な感染性疾患

病名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等）	症状のある間と症状消失後1週間（量が減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので要注意）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度、ウイルスを排泄しているので要注意）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

2023 年改訂版 感染症ガイドライン

<別紙 5>

学校法人則竹学園 幼保連携型認定こども園 たから幼稚園 保育料等一覧

項目	内容	対象	費用
利用料 (基本保育料)	保育料	1号認定	幼児教育・保育の無償化に伴い 0円
		2号認定	幼児教育・保育の無償化に伴い 0円
		3号認定	市町村民税所得割課税額に応じて自治体が決定
実費徴収	給食費	1号認定	6,000円(副食費 4,400円)
		2号認定	7,000円(副食費 4,800円)
		3号認定	上記、保育料に含みます
	教材費	1号認定	月額 3,000円
		2号認定	月額 3,000円
		3号認定	月額 1,500円
	バス利用料	1号認定	月額 3,500円 ご兄弟2人目以降 2,500円
		2号認定	月額 3,500円 ご兄弟2人目以降 2,500円
	たからの会費	1号認定	年額 6,000円
		2号認定	年額 6,000円
		3号認定	年額 3,600円
	施設維持費	1号認定	月額 1,500円
		2号認定	月額 1,500円
		3号認定	月額 1,500円
	延長保育料 延長保育の 規定時間を 超過した際： ¥500/15分	1号認定	早朝保育 (7:30~8:29) 200円/1回 夕方保育 (~17:00) 200円/1時間 (~18:00) 200円/30分
		2号認定 (短時間認定)	早朝保育 (7:30~7:59) 200円/1回 夕方保育 (16:01~17:00) 200円/1時間 (17:01~18:30) 200円/30分
		3号認定 (短時間認定)	早朝保育 (7:30~7:59) 200円/1回 夕方保育 (16:01~17:00) 200円/1時間 (17:01~18:30) 200円/30分

(園児一人当たりの料金)